

株 主 各 位

名古屋市中区東桜二丁目18番31号
リゾートトラスト株式会社
代表取締役社長 伊 藤 勝 康

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

この度の熊本・大分地方を中心に発生した地震に被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使していただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面（議決権行使書）により議決権を行使されます場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようにご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）により議決権を行使されます場合】

パソコンまたは携帯電話から議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載しております「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って平成28年6月28日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

なお、お手続きに際し、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」（71頁）を必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時

2. 場 所 名古屋市西区樋の口町3番19号

ウェスティンナゴヤキャッスル 2階 「天守の間」

開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようお願い申し上げます。

3. 目的事項
報告事項

1. 第43期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第43期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件

第3号議案

退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する退職慰労金贈呈の件

第4号議案

監査等委員である取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

- 第5号議案 監査等委員である取締役に対する業績連動型株式報酬の廃止の件
第6号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）更新の件

4. 招集にあたっての決定事項

- ① 書面（議決権行使書）により議決権を複数回行使されました場合は、最後に到着したものを有効な議決権の行使としてお取り扱いいたします。
- ② 電磁的方法（インターネット）により議決権を複数回行使されました場合は、最後に行われたものを有効な議決権の行使としてお取り扱いいたします。
- ③ 電磁的方法（インターネット）と書面（議決権行使書）の両方で議決権を重複行使されました場合は、電磁的方法（インターネット）による議決権の行使を有効な議決権の行使としてお取り扱いいたします。

以上

-
- ◎ 受付開始時刻は、午前9時15分でございます。また、開会時刻間際には受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 代理人により議決権を行使されます場合は、当社の議決権を有する株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面（委任状）のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎ 株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご了承ください。
 - ◎ 連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.resorttrust.co.jp/ir/stock/meeting/>）に掲載していますので、本冊子には、記載していません。会計監査人、監査等委員会が監査した連結計算書類、計算書類は、本冊子に記載の各書類のほか、上記ホームページに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.resorttrust.co.jp/ir/stock/meeting/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。
 - ◎ 本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、株主総会終了後にインターネット上の当社ホームページ（<http://www.resorttrust.co.jp/ir/stock/meeting/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。
 - ◎ 株主総会にご出席の株主には、お帰りの際に粗品を進呈いたします。なお、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主1名につき1個限りとさせていただきます。

会場の変更により、株主総会終了後にご用意しておりました軽食（コーヒー・ケーキ）を、本年より取りやめとさせていただきます。

この変更に伴い、粗品と一緒に、ホテルトラスティ（一般ホテル）でお支払いの一部としてご利用いただける利用券を配布させていただくことを予定しております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済・金融政策を背景に企業収益や雇用・所得環境の改善傾向が続き、景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、年明け以降、為替や株価変動が懸念され、先行きの不透明感が強まりました。

こうした中、当社グループの状況は、平成27年6月に販売開始したベイコート倶楽部シリーズの第2弾「芦屋ベイコート倶楽部」などのホテル会員権の販売が好調に推移したことに加え、平成27年11月に「エクシブ六甲サンクチュアリ・ヴィラ」の販売を開始し、メディカル事業においては、平成27年12月に総合メディカルサポート倶楽部「グランドハイメディック倶楽部」の新拠点「ハイメディック東京ベイ」にて検診を開始しました。さらに、平成28年3月に「エクシブ鳥羽別邸」が開業したことに伴い、これまで繰延べられてきた会員権の不動産部分の収益を一括収益計上いたしました。これらが増益要因となる一方で、前年同期には為替差益を営業外収益に計上していたことなどの減益要因がありました。

このような状況下、当社グループの当連結会計年度の状況は、売上高142,249百万円(前期比18.1%増)、営業利益18,640百万円(同16.2%増)、経常利益19,439百万円(同3.8%減)、親会社株主に帰属する当期純利益13,044百万円(同10.1%増)となりました。

② 事業別概況

企業集団の事業セグメント別売上状況

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		前期比増減率
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
会 員 権 事 業	33,590	27.9%	46,282	32.5%	37.8%
ホテルレストラン等事業	65,462	54.4	72,817	51.2	11.2
メ デ ィ カ ル 事 業	19,746	16.4	21,806	15.3	10.4
そ の 他	1,602	1.3	1,344	1.0	△16.1
合 計	120,401	100.0	142,249	100.0	18.1

(注) 上記は外部顧客に対する売上高を記載しております。

<会員権事業>

会員権事業におきましては、平成27年6月に販売開始したベイコート倶楽部シリーズの第2弾「芦屋ベイコート倶楽部」などのホテル会員権の販売が好調に推移したことに加え、平成28年3月に「エクシブ鳥羽別邸」が開業したことに伴い、これまで繰延べられてきた不動産収益を一括計上したことなどにより会員権事業全体として売上高46,282百万円（前期比37.8%増）、営業利益9,898百万円（同58.9%増）となりました。

<ホテルレストラン等事業>

ホテルレストラン等事業におきましては、一般向けホテル「ホテルトラスティ」シリーズなどの売上が好調に推移したこと、平成26年10月に取得した米国ハワイ州の「ザ・カハラ・ホテル&リゾート」が売上拡大に寄与した一方で、新規開業に備えた人員体制の強化や、福利厚生充実など定着向上や生産性向上に向けた各種施策の実施などに係る人件費等が増加したことなどにより、ホテルレストラン等事業全体として売上高72,817百万円（前期比11.2%増）、営業利益4,567百万円（同6.9%減）となりました。

<メディカル事業>

メディカル事業におきましては、シニアライフ事業の拡大により売上高が増加したほか、会員数の増加に伴い年会費収入が増加しました。また、平成27年12月に総合メディカルサポート倶楽部「グランドハイメディック倶楽部」の新拠点「ハイメディック東京ベイ」にて検診を開始し、最新の診断機器導入・検診内容の充実を行い会員制倶楽部の付加価値を更に高めております。その一方で、検診体制充実のための費用の増加などにより、メディカル事業全体として売上高21,806百万円（前期比10.4%増）、営業利益3,629百万円（同15.4%減）となりました。

<その他>

その他におきましては、連結子会社であるアール・ティー開発(株)において当社グループへの賃貸割合が増加したことに伴い、オフィスビルの賃貸料収入が減少したことに加え、賃貸不動産の固定資産税など費用が増加したことなどにより、その他全体として売上高1,344百万円（前期比16.1%減）、営業利益545百万円（同11.6%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資については、会員制リゾートホテル建設など生産設備の増強、既存施設の修繕などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は14,177百万円であります。その主なものは既存施設の修繕やシステム投資のほか、ホテルレストラン等事業において「エクシブ鳥羽別邸」を開業したこと、メディカル事業において、検診拠点の増強を行ったことなどに伴う有形・無形固定資産の取得によるものであります。なお、これらの設備投資に必要な資金は自己資金及び借入金等によって賅っております。

(3) 対処すべき課題

わが国における今後の経済情勢につきましては、雇用・所得環境が改善し、緩やかな景気回復が期待されるものの、中国や新興国経済の減速感、為替や株価の変動リスクに加え、予定されている消費税増税への不安感などから景気の下振れも懸念されます。

余暇関連産業・市場の動向においては、過去最高を更新した訪日外国人旅行者の更なる増加や東京オリンピックの開催に向けたインフラ整備など、国内観光はより一段と活性化しております。その一方で、特にホテル業、飲食サービス業における人材の確保、人材の育成、食の安心・安全、品質管理の徹底は最大の課題となっております。

このような環境に即し、当社グループは、「働きがいのある職場環境」の醸成、「社員満足」「顧客満足」の追求、「コンプライアンス」の徹底により、これまで築き上げてきたグループの「ブランド力」をより強固なものにすることで、お客様の「信頼」に応えてまいります。また、グループの「ブランド力」を体現するのは社員一人ひとりであり、グループに所属する一人ひとりの「ブランド社員」が持続的な成長を目指して挑戦を続ける「ブランド企業」として、「ハイセンス・ハイクオリティ」「エクセレント・ホスピタリティ」を追求し、お客様のしなやかな生き方に貢献できるような経営を続けてまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 40 期 (平成24年度)	第 41 期 (平成25年度)	第 42 期 (平成26年度)	第 43 期 当連結会計年度 (平成27年度)
売 上 高 (百万円)	105,311	116,824	120,401	142,249
経 常 利 益 (百万円)	12,976	16,830	20,206	19,439
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	7,127	8,733	11,851	13,044
1株当たり当期純利益 (円)	150.76	89.71	120.30	123.34
総 資 産 (百万円)	253,861	300,774	390,832	407,430
純 資 産 (百万円)	73,145	81,395	104,769	112,515

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。なお、自己株式数には、E S O P「株式給付信託（従業員持株会発展型プラン・株式給付型プラン・業績連動型プラン）」及び株式給付信託（B B T）導入において設定した、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）所有の当社株式1,969,700株を加算しております。
2. 当社は平成26年1月1日付をもって平成25年12月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を1株につき2株の割合をもって株式の分割を実施いたしました。
3. 第40期はメディカル会員権及び㈱関西ゴルフ倶楽部の会員権の販売が好調なうえ、前期開業の会員制リゾートホテル「エクシブ軽井沢 パセオ」、[エクシブ軽井沢サンクチュアリ・ヴィラ ムセオ]並びに「ホテルトラスティ大阪 阿倍野」が通期稼動したことなどにより増収増益となりました。
4. 第41期は、「エクシブ鳥羽別邸」の会員権の販売開始し、さらに増税前の需要拡大の影響もあり、メディカル会員権やホテル会員権の販売が好調に推移したほか、サンメンバーズリゾート施設「リゾートピア箱根」のリニューアルオープン及びホテルトラスティ7施設目となる「ホテルトラスティ金沢 香林坊」の新規開業などにより売上高、各利益とも増収増益となりました。
5. 第42期は、米国ハワイ州の高級リゾート「ザ・カハラ・ホテル&リゾート」を取得し、海外事業展開をしたことに伴い、取得関連費用がかかったほか、未開業ホテルのホテル会員権収益の一部が開業まで繰延べられる一方で、メディカル事業の拡大や為替差益を計上したことなどにより、売上高、各利益とも過去最高を更新し、増収増益となりました。
6. 第43期（当連結会計年度）の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 40 期 (平成24年度)	第 41 期 (平成25年度)	第 42 期 (平成26年度)	第43期(当期) (平成27年度)
売 上 高 (百万円)	86,238	94,937	95,030	108,270
経 常 利 益 (百万円)	8,672	11,275	15,257	14,120
当 期 純 利 益 (百万円)	5,282	5,337	9,799	11,615
1株当たり当期純利益 (円)	111.74	54.82	99.48	109.82
総 資 産 (百万円)	194,513	241,903	325,205	337,313
純 資 産 (百万円)	55,416	59,823	80,502	87,543

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。なお、自己株式数には、E S O P「株式給付信託（従業員持株会発展型プラン・株式給付型プラン・業績連動型プラン）」及び株式給付信託（B B T）導入において設定した、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）所有の当社株式1,969,700株を加算しております。
2. 当社は平成26年1月1日付をもって平成25年12月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を1株につき2株の割合をもって株式の分割を実施いたしました。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
(株) ハイメディック	300百万円	100.0	メディカルクラブの開発及び運営
アール・ティー開発(株)	100百万円	100.0	不動産の売買、賃貸及びその管理
リゾートトラストゴルフ事業(株)	100百万円	100.0	ゴルフ場及び宿泊施設の経営
(株) コンプレックス・ビズ・インターナショナル	50百万円	100.0	ヘアアクセサリ等の製造販売
トラストガーデン(株)	50百万円	100.0	介護サービス事業
R T C C (株)	50百万円	100.0	旅行業法に基づく旅行業務
ジャストファイナンス(株)	10百万円	100.0	金銭の貸付及び金銭貸借の媒介
(株) ジェス	10百万円	100.0	建物及び各種付帯設備の清掃
アール・エフ・エス(株)	10百万円	100.0	経理、総務等の事務請負
ベストクレジット(株)	10百万円	100.0	金銭の貸付及び金銭貸借の媒介
RESORTTRUST HAWAII, LLC	200,000 千米ドル	100.0	ホテルの経営
(株) 関西ゴルフ倶楽部	100百万円	100.0 (100.0)	ゴルフ場及びゴルフ練習場の経営
(株) サンホテルエージェント	10百万円	100.0 (100.0)	損害保険等の代理業務
トラストグレイス(株)	100百万円	95.0	高齢者向け住宅の管理運営及び介護サービス事業
(株) アドバンスト・メディカル・ケア	100百万円	89.8 (89.8)	医療及び医療経営・人事に対するコンサルティング
(株) 東京ミッドタウンメディスン	100百万円	66.5 (66.5)	医療施設経営のコンサルティング
(株) H & O メディカル	100百万円	50.0 (50.0)	医療及び医療経営・人事に対するコンサルティング

- (注) 1. 当社の議決権比率欄の(内書)は間接所有を表しております。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
3. トラストガーデン(株)とトラストガーデン宝塚(株)は、平成27年4月1日付でトラストガーデン(株)を存続会社として合併し、トラストガーデン宝塚(株)は、解散しております。
4. (株)H&Oメディカルは、平成28年1月22日付で設立いたしました。
5. サンズ(株)は、平成27年4月22日付で解散し、平成27年8月31日付で清算しております。
6. (株)メイプルポイントゴルフクラブ及び(株)オークモントゴルフクラブは、当社の影響力が低下したことから、平成27年6月30日を基準日として連結の範囲から除外しております。
7. ジャストファイナンス(株)とベストクレジット(株)は、平成28年4月1日付でジャストファイナンス(株)を存続会社として合併し、ベストクレジット(株)は、解散しております。

③ 企業結合の成果

連結子会社は17社であります。当連結会計年度の売上高は142,249百万円（前期比18.1%増）となりました。また、営業利益は18,640百万円（同16.2%増）、経常利益は19,439百万円（同3.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は13,044百万円（同10.1%増）となりました。

(6) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

会員権事業	ホテル・ゴルフ等会員権の販売、ゴルフ場の建設・経営及びホテル・ゴルフ等会員権購入者を対象とした金銭の貸与
ホテルレストラン等事業	ホテル・レストラン等の運営、ホテルの清掃、会員サービス（ワンダーネット事業の売上高、名義変更料、旅行部門の売上高、通販売上、会員制ホテルの交換利用における手数料収入）、損害保険代理業、ヘアアクセサリ等の製造・販売及びトータルビューティー事業
メディカル事業	メディカル会員権の販売、その管理及びメディカル会員権購入者を対象とした金銭の貸与、医療施設の設立及び運営・経営コンサルティング事業、医療設備賃貸業、介護サービス事業、高齢者向け住宅の管理運営
その他	不動産の賃貸、別荘管理等

(7) 主要な事業所（平成28年3月31日現在）

① 当社の事業所

事務所	住所
名古屋本社	愛知県名古屋市中区東桜2-18-31
東京本社	東京都渋谷区代々木4-36-19 リゾートトラスト東京ビル
大阪支社	大阪府大阪市北区西天満4-15-18 プラザ梅新
横浜支社	神奈川県横浜市港北区新横浜3-19-1 LIVMOライジングビル

(注) 大阪支社は、平成28年5月9日付で大阪府大阪市北区西天満4-14-3 リゾートトラスト御堂筋ビルへ移転いたしました。

施設	住所
1. 東京ベイコート倶楽部	東京都江東区有明3-1-15
2. エクシブ鳥羽	三重県鳥羽市安楽島町字二エ212-1
3. エクシブ伊豆	静岡県伊東市富戸1317-5243
4. エクシブ白浜	和歌山県西牟婁郡白浜町才野字西山1670-76
5. エクシブ軽井沢	長野県北佐久郡軽井沢町大字追分字東かじか沢23-1
6. エクシブ鳥羽アネックス	三重県鳥羽市安楽島町字二地169-2
7. エクシブ淡路島	兵庫県洲本市小路谷字古茂江1275-3
8. エクシブ山中湖	山梨県南都留郡山中湖村平野562-12
9. エクシブ白浜アネックス	和歌山県西牟婁郡白浜町才野字西山1670-44
10. エクシブ琵琶湖	滋賀県米原市磯1477-2
11. エクシブ蓼科	長野県茅野市蓼科高原北山4035
12. エクシブ鳴門	徳島県鳴門市北灘町折野字上三津167-3
13. エクシブ初島クラブ	静岡県熱海市初島800
14. エクシブ鳴門サンクチュアリ・ヴィラ	徳島県鳴門市北灘町折野字上三津110-2
15. エクシブ浜名湖	静岡県浜松市西区村櫛町字志津ノ前4620
16. エクシブ軽井沢サンクチュアリ・ヴィラ	長野県北佐久郡軽井沢町大字追分字東かじか沢25
17. エクシブ那須白河	福島県西白河郡西郷村大字熊倉字雀子山3
18. エクシブ鳴門サンクチュアリ・ヴィラ ドゥーエ	徳島県鳴門市北灘町折野字上三津105-2
19. エクシブ京都 八瀬離宮	京都府京都市左京区八瀬野瀬町74-1
20. エクシブ山中湖サンクチュアリ・ヴィラ	山梨県南都留郡山中湖村平野562-15
21. エクシブ箱根離宮	神奈川県足柄下郡箱根町宮ノ下112-2
22. エクシブ有馬離宮	兵庫県神戸市北区有馬町1661-11
23. エクシブ軽井沢 パセオ	長野県北佐久郡軽井沢町大字追分字東かじか沢21-1

施設	住所
24. エクシブ軽井沢サンクチュアリ・ヴィラ ムセオ	長野県北佐久郡軽井沢町大字追分字反り向97-2
25. エクシブ鳥羽別邸	三重県鳥羽市安楽島町字二エ212-8
26. リゾーピア箱根	神奈川県足柄下郡箱根町強羅1320-1239
27. リゾーピア熱海	静岡県熱海市東海岸町13-93
28. リゾーピア久美浜	京都府京丹後市久美浜町湊宮1302-2
29. リゾーピア別府	大分県別府市堀田7組の1
30. サンメンバーズひるがの	岐阜県郡上市高鷲町ひるがの4670-362
31. サンメンバーズ京都嵯峨	京都府京都市右京区嵯峨広沢南野町27-1
32. サンメンバーズ神戸	兵庫県神戸市中央区熊内町4-13-21
33. サンメンバーズ東京新宿	東京都新宿区西新宿3-5-13
34. サンメンバーズ東京新橋	東京都港区西新橋3-24-5 (レック御成門内)
35. サンメンバーズ名古屋錦	愛知県名古屋市中区錦3-13-30 (サンホテル名古屋内)
36. サンメンバーズ名古屋白川	愛知県名古屋市中区栄2-7-13 (ヴィア白川内)
37. サンメンバーズ大阪梅田	大阪府大阪市北区西天満4-15-18 (プラザ梅新内)
38. サンメンバーズ鹿児島	鹿児島県鹿児島市堀江町19-14 (ホテルサンフレックス鹿児島内)
39. ホテルトラスティ名古屋	愛知県名古屋市中区錦2-11-32
40. ホテルトラスティ名古屋 栄	愛知県名古屋市中区錦3-15-21
41. ホテルトラスティ心斎橋	大阪府大阪市中央区南船場3-3-17
42. ホテルトラスティ東京ベイサイド	東京都江東区有明3-1-15
43. ホテルトラスティ神戸 旧居留地	兵庫県神戸市中央区浪花町63
44. ホテルトラスティ大阪 阿倍野	大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-10-300
45. ホテルトラスティ金沢 香林坊	石川県金沢市香林坊1-2-16

(注) 「エクシブ鳥羽別邸」は、平成28年3月27日に開業いたしました。

② 子会社の事業所

会 社 名	本 社 住 所
(株) ハイメディック	東京都渋谷区代々木4-36-19
アール・ティール開発(株)	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
リゾートトラストゴルフ事業(株)	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
(株)コンプレックス・ビズ・インターナショナル	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
R T C C (株)	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
ジャストファイナンス(株)	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
(株) ジェス	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
アール・エフ・エス(株)	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
ベストクレジット(株)	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
(株)サンホテルエージェンツ	愛知県名古屋市中区栄2-6-1
トラストガーデン(株)	東京都渋谷区代々木4-36-19
トラストグレイス(株)	兵庫県神戸市灘区土山町16-1
(株)関西ゴルフ倶楽部	兵庫県三木市吉川町吉安877-1
(株)アドバンスト・メディカル・ケア	東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー
(株)東京ミッドタウンメディスン	東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー
(株)H & O メディカル	東京都港区六本木4-12-8 第六DMJビル
RESORTTRUST HAWAII, LLC	USA 5000 Kahala Avenue Honolulu, HI 96816

- (注) 1. トラストガーデン(株)とトラストガーデン宝塚(株)は、平成27年4月1日付でトラストガーデン(株)を存続会社として合併し、トラストガーデン宝塚(株)は、解散しております。
2. (株)H & Oメディカルは、平成28年1月22日付で設立いたしました。
3. サンズ(株)は、平成27年4月22日付で解散し、平成27年8月31日付で清算しております。
4. (株)メイプルポイントゴルフクラブ及び(株)オークモントゴルフクラブは、当社の影響力が低下したことから、平成27年6月30日を基準日として連結の範囲から除外しております。
5. ジャストファイナンス(株)とベストクレジット(株)は、平成28年4月1日付でジャストファイナンス(株)を存続会社として合併し、ベストクレジット(株)は、解散しております。

(8) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
会 員 権 事 業	818
ホ テ ル レ ス ト ラ ン 等 事 業	3,956
メ デ ィ カ ル 事 業	754
そ の 他	4
全 社 (共 通)	399
合 計	5,931 (2,981)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(パートタイマー及び嘱託)の期中平均人数であります。
 3. 全社(共通)として記載されている従業員数は特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

区 分	当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	3,005名	275名 増	36.8歳	9年
女 性	1,360	213 増	29.5	5.2
合計または平均	4,365	488 増	34.5	7.9

- (注) 従業員数は就業人員であり、他社への出向社員(88名)及び臨時従業員(期中平均人数2,078名)は含まれておりません。

(9) 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金残高
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	18,604 百万円
(株) み ず ほ 銀 行	18,320
(株) 三 井 住 友 銀 行	16,249
(株) 新 生 銀 行	5,537
(株) 横 浜 銀 行	3,300

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
(2) 発行済株式の総数 108,518,999株 (うち自己株式数 254,254株)

(注) 当事業年度中の発行済株式数の増加

2018年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の転換により、発行済株式の総数は前事業年度末日に比べ、2,504,243株増加いたしました。

- (3) 株主数 20,867名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(株) 宝 塚 コ ー ポ レ ー シ ョ ン	13,419,648 株	12.4 %
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)信託口	6,518,700	6.0
日本マスタートラスト信託銀行(株)信託口	3,769,400	3.5
サ ッ ポ ロ ビ ー ル (株)	3,351,760	3.1
伊 藤 與 朗	2,922,616	2.7
資産管理サービス信託銀行(株)信託E口	1,969,700	1.8
(株) ジ ー ア イ	1,921,976	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)信託口4	1,818,600	1.7
(株) エ ヌ ・ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	1,745,246	1.6
(株) ケ ー ・ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	1,710,754	1.6

(注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

2. 当社は、自己株式 254,254株を保有しております。

自己株式には、E S O P 「株式給付信託 (従業員持株会発展型プラン・株式給付型プラン・業績連動型プラン)」及び株式給付信託 (B B T) 導入において設定した、資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託 E 口) 所有の当社株式1,969,700株を含んでおりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

E S O P (従業員持株会発展型プラン)

当社は、平成28年2月19日開催の取締役会において、「E S O P (従業員持株会発展型プラン)」(以下、「本制度」といいます。)の再導入を決議いたしました。

① 本制度導入の目的

本制度は、従業員持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生の実現を図り、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的としています。

当社は、本制度を既に導入しておりましたが (平成22年11月に導入、平成27年12月に終了)、本制度導入による実績・効果等を総合的に勘案した結果、再導入いたしました。

② 本制度の概要

本制度は、「リゾートトラスト従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。

本制度では、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者とする「E S O P (従業員持株会発展型プラン) 契約書」(以下、「本信託契約」といいます。)を締結します。本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。また、みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社との間で、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E□)(以下、「信託E□」)と、みずほ信託銀行株式会社(信託E□)を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する契約を締結します。

今後5年間にわたり持株会が取得する見込みの当社株式を、信託E□が予め市場から取得し、持株会の株式取得に際して当社株式を売却していきます。信託終了時まで、信託E□が持株会への売却を通じて本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する持株会加入者に分配します。また、当社は、信託銀行が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、信託終了時において、当社株価の下落により当該株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

③ 本信託の概要

- | | |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| i 信託の目的 | 持株会に対する当社株式の安定的な供給及び信託財産の管理により得た収益の受益者への給付 |
| ii 委託者 | 当社 |
| iii 受託者 | みずほ信託銀行株式会社
みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。 |
| iv 受益者 | 受益者適格要件を充足する持株会会員 |
| v 信託設定日 | 平成28年3月8日 |
| vi 信託の期間 | 平成28年3月8日～平成33年3月10日 |

④ 本信託による当社株式の取得内容

- | | |
|------------|----------------------|
| i 取得する株式 | 当社の普通株式 |
| ii 取得価額の総額 | 1,375百万円 |
| iii 株式取得期間 | 平成28年3月8日～平成28年3月17日 |
| iv 株式取得方法 | 取引所市場より取得 |

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 職務執行の対価として発行した新株予約権の概要（平成28年3月31日現在）

発行回次	リゾートトラストグループ 第3回新株予約権
発行決議の日	平成23年6月29日
新株予約権の数	10,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 2,000,000株
新株予約権の発行価額	無償
行使価額	1株につき521円
行使期間	自 平成23年11月1日 至 平成28年6月29日
行使条件	① 各新株予約権の一部行使は認められない。 ② 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、執行役員、もしくは従業員または関係会社の取締役または従業員としての地位にあることを要する。 ③ 上記②にかかわらず、新株予約権者が、権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人が権利を行使できるものとする。 ④ その他の条件については、平成23年6月29日開催の当社第38回定時株主総会及び平成23年6月29日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(注) 新株予約権の目的となる株式の数及び行使価額は、平成26年1月1日付にて実施した株式分割（1株につき2株の割合）を考慮しております。

(2) 当事業年度の末日において当社役員が保有する新株予約権の状況

区分	発行回次	個数	保有者数
取締役（監査等委員を除く）	リゾートトラストグループ 第3回新株予約権	275個	2名

(3) 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(4) その他新株予約権に関する重要な事項

平成26年11月13日開催の取締役会決議に基づき発行した「2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権の当事業年度末日における概要

発行決議の日	平成26年11月13日
新株予約権の数	3,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記の転換価額で除した数。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の発行価額	無償
転換価額	3,343円
行使期間	平成26年12月15日から平成33年11月17日
新株予約権付社債の残高	30,242百万円

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当
代表取締役会長	伊 藤 興 朗	CEO（最高経営責任者）
代表取締役社長	伊 藤 勝 康	COO（最高執行責任者）
取締役副社長	高 浪 宣 昭	会員制本部長
取締役副社長	江 幡 幸 久	業務部門管掌兼CCO（コンプライアンス総責任者）兼経営企画部管掌
取締役副社長	河 崎 信 彦	ホテルレストラン本部長
専務取締役	伊 藤 正 昭	開発部門管掌
専務取締役	伏 見 有 貴	メディカル本部長
専務取締役	内 山 敏 彦	料理飲料部門管掌
常務取締役	新 谷 敦 之	会員制本部副本部長兼東京支社長兼横浜支社長
常務取締役	井 内 克 之	業務部門副管掌
取 締 役	高 木 直	会員制本部名古屋支社長
取 締 役	川 口 眞 弘	会員制本部大阪支社長
取 締 役	荻 野 重 利	ホテルレストラン本部副本部長兼エクシブ第二事業部長
取締役（監査等委員）	林 戸 里 巳	
取締役（監査等委員）	谷 口 嘉 孝	
取締役（監査等委員）	相 羽 洋 一	
取締役（監査等委員）	赤 堀 聰	
取締役（監査等委員）	中 谷 敏 久	

- (注) 1. 当社は、平成27年6月26日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。林戸里巳氏は、同日付で取締役を、谷口嘉孝氏、相羽洋一氏及び赤堀聰氏は、同日付で監査役を、中谷敏久氏は、同日付で社外取締役を退任し、取締役（監査等委員）に就任しております。
2. 取締役のうち谷口嘉孝氏、相羽洋一氏、赤堀聰氏、中谷敏久氏は、会社法第2条第15号の社外取締役であります。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員として林戸里巳氏及び谷口嘉孝氏を選定しております。
4. 取締役副社長 江幡幸久氏は、平成27年11月19日付で経営企画部管掌を委嘱されました。
5. 荻野重利氏は、平成27年6月26日付で執行役員を解かれ、取締役に就任しました。また、平成27年10月1日付でエクシブ第二事業部長を委嘱されました。
6. 監査等委員 相羽洋一氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に精通し、企業経営を統治する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査等委員 赤堀聰氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査等委員 中谷敏久氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

9. 川瀬隆生氏は、平成27年6月11日付で逝去により監査役を退任しました。

10. 当社は、取締役（監査等委員） 谷口嘉孝氏、赤堀聰氏及び中谷敏久氏を、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

11. 平成28年4月1日付の組織変更に伴い、取締役の委嘱事項を以下のとおり変更いたしました。

氏名	変更前	変更後
荻野 重利	取締役 ホテルレストラン本部副本部長兼エグジブ第二事業部長	取締役 ホテルレストラン本部副本部長

12. 平成28年5月1日付の組織変更に伴い、取締役の委嘱事項を以下のとおり変更いたしました。

氏名	変更前	変更後
新谷 敦之	常務取締役 会員制本部副本部長兼東京支社長兼横浜支社長	常務取締役 会員制本部副本部長兼東京支社長
川口 眞弘	取締役 会員制本部大阪支社長	取締役 会員制本部横浜支社長

13. 高浪宣昭氏は、平成28年5月24日付で取締役を辞任いたしました。

14. 平成28年5月24日付で、取締役の地位及び委嘱事項を以下のとおり変更いたしました。

氏名	変更前	変更後
伏見 有貴	専務取締役 メディカル本部長	取締役副社長 メディカル本部長
新谷 敦之	常務取締役 会員制本部副本部長兼東京支社長	専務取締役 会員制本部長兼東京支社長
高木 直	取締役 会員制本部名古屋支社長	常務取締役 会員制本部副本部長兼名古屋支社長

(2) 重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	摘要
取締役	伊藤 與 朗	(株)宝塚コーポレーション	代表取締役社長	不動産賃貸業
	伊藤 勝 康	(株)ハイメディック	代表取締役社長	メディカルクラブの開発及び運営
		(株)アドバンスト・メディカル・ケア	代表取締役CEO	医療及び医療経営・人事に対するコンサルティング
		トラストグレイス(株)	代表取締役会長	高齢者向け住宅の管理運営及び介護サービス事業
	高 浪 宣 昭	リゾートトラストゴルフ事業(株)	代表取締役社長	ゴルフ場及び宿泊施設の経営
		(株)関西ゴルフ倶楽部	代表取締役社長	ゴルフ場及びゴルフ練習場の経営
	江 幡 幸 久	アール・エフ・エス(株)	代表取締役社長	経理、総務等の事務請負
		ジャストファイナンス(株)	代表取締役社長	金銭の貸付及び金銭貸借の媒介
		ベストクレジット(株)	代表取締役社長	金銭の貸付及び金銭貸借の媒介
		(株)ハイメディック	監 査 役	メディカルクラブの開発及び運営
		リゾートトラストゴルフ事業(株)	監 査 役	ゴルフ場及び宿泊施設の経営
		(株)アドバンスト・メディカル・ケア	監 査 役	医療及び医療経営・人事に対するコンサルティング
		(株)東京ミッドタウンメディスン	監 査 役	医療施設経営のコンサルティング
		トラストガーデン(株)	監 査 役	介護サービス事業
		トラストグレイス(株)	監 査 役	高齢者向け住宅の管理運営及び介護サービス事業
	河 崎 信 彦	(株)コンプレックス・ビズ・インターナショナル	代表取締役社長	ヘアアクセサリ等の製造販売
		RESORTTRUST HAWAII, LLC	代 表 者	ホテル経営
	伏 見 有 貴	(株)ハイメディック	代 表 取 締 役	メディカルクラブの開発及び運営
		(株)東京ミッドタウンメディスン	代 表 取 締 役	医療施設経営のコンサルティング
		トラストガーデン(株)	代表取締役社長	介護サービス事業
トラストグレイス(株)		代表取締役社長	高齢者向け住宅の管理運営及び介護サービス事業	
取締役 (監査等委員)	相 羽 洋 一	しるべ総合法律事務所	代表パートナー	
			弁 護 士	
	赤 堀 聰	赤堀聰税理士事務所	所 長	
	中 谷 敏 久	監査法人マーキュリー	代 表 社 員	

- (注) 1. 取締役 伊藤勝康氏は、平成27年6月30日付でトラストガーデン(株)の代表取締役会長を退任しております。
また、同氏は事業年度末日後の平成28年5月24日付でリゾートトラストゴルフ事業(株)の代表取締役に就任しております。

2. 取締役 江幡幸久氏は、当社連結子会社であったトラストガーデン宝塚(株)の代表取締役会長を兼職しておりましたが、平成27年4月1日付で同社がトラストガーデン(株)に吸収合併されたことに伴い、同氏は同社代表取締役会長を退任しております。また、サンズ(株)が平成27年4月22日付で解散、平成27年8月31日付で清算したことにより、同氏は同社監査役を退任しております。
3. 取締役 伊藤正昭氏は、平成27年6月24日付でアール・ティー開発(株)の代表取締役を退任しております。
4. 取締役 伏見有貴氏は、当社連結子会社であったトラストガーデン宝塚(株)の代表取締役社長を兼職しておりましたが、平成27年4月1日付で同社がトラストガーデン(株)に吸収合併されたことに伴い、同氏は同社代表取締役社長を退任しております。また、同氏は、平成27年6月29日付で(株)ハイメディックの代表取締役役に就任しております。
5. 取締役(監査等委員) 林戸里巳氏は、平成27年6月25日付でリゾートトラストゴルフ事業(株)の代表取締役社長を退任し、同日付で(株)関西ゴルフ倶楽部の代表取締役社長を辞任しております。
6. (株)メイプルポイントゴルフクラブ及び(株)オークモントゴルフクラブは、当社の影響力が低下したことから、平成27年6月30日を基準日として連結の範囲から除外しております。
7. ジャストファイナンス(株)とベストクレジット(株)は、平成28年4月1日付でジャストファイナンス(株)を存続会社として合併し、ベストクレジット(株)は、解散しております。
8. 高浪宣昭氏は、平成28年5月24日付でリゾートトラストゴルフ事業(株)の代表取締役社長及び(株)関西ゴルフ倶楽部の代表取締役社長を辞任しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役 (監査等委員を除く) ()内 社外取締役	15名 (1名)	913百万円 (1百万円)	平成27年6月26日開催の定時株主総会において年額1,200百万円以内(但し、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
取締役(監査等委員) ()内 社外取締役	5名 (4名)	27百万円 (19百万円)	平成27年6月26日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
監 査 役 ()内 社外監査役	4名 (3名)	8百万円 (4百万円)	昭和60年6月29日開催の定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。
合計	19名	948百万円	

- (注) 1. 上記の金額には使用人兼務取締役の使用人給与相当額59百万円は含まれておりません。
2. 上記の金額には当事業年度の役員退職慰労引当金として費用処理した211百万円(取締役(監査等委員を除く)14名に対し208百万円、取締役(監査等委員)2名に対し1百万円、監査役2名に対し1百万円)は含まれておりません。
3. 平成27年6月26日開催の第42回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
 退任監査役 1名 10百万円
 なお、この金額には当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額を含んでおります。
4. 当社は、平成27年6月26日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。取締役(監査等委員を除く)より2名(内 社外取締役1名)、監査役より3名(内 社外監査役3名)は、同日付で取締役(監査等委員)に就任しており、移行前の員数及び支給額はそれぞれの区分に含んで記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役（監査等委員）相羽洋一氏の兼職先であるしるべ総合法律事務所は、当社と法律顧問契約を締結しております。

取締役（監査等委員）赤堀聰氏の兼職先である赤堀聰税理士事務所は、当社と顧問契約を締結しておりましたが、平成27年10月31日付で解除しております。

取締役（監査等委員）中谷敏久氏の兼職先である監査法人マーキュリーは、当社と顧問契約は締結しておらず、その他重要な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役 (監査等委員)	谷口嘉孝	同氏は取締役（監査等委員）就任後に開催された取締役会13回、監査等委員会7回の全てに出席し、常勤監査等委員の観点から議案、審議において必要に応じ適宜発言を行っております。また、平成27年6月26日に退任するまでに開催された取締役会4回、監査役会1回の全てにも出席し、適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	相羽洋一	同氏は取締役（監査等委員）就任後に開催された取締役会13回、監査等委員会7回の全てに出席し、弁護士としての豊富な経験に基づき、専門的な見地から取締役会、監査等委員会において必要に応じ適宜発言を行っております。また、平成27年6月26日に退任するまでに開催された取締役会4回のうち3回、監査役会1回にも出席し、適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	赤堀聰	同氏は取締役（監査等委員）就任後に開催された取締役会13回、監査等委員会7回のすべてに出席し、税理士としての豊富な経験に基づき、専門的な見地から取締役会、監査等委員会において必要に応じ適宜発言を行っております。また、平成27年6月26日に退任するまでに開催された取締役会4回のうち3回、監査役会1回にも出席し、適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	中谷敏久	同氏は当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会7回のすべてに出席し、公認会計士としての豊富な経験に基づき、専門的な見地から取締役会、監査等委員会において必要に応じ適宜発言を行っております。

(注) 当社は、平成27年6月26日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。谷口嘉孝氏、相羽洋一氏及び赤堀聰氏は、同日付で監査役を退任し、中谷敏久氏は、同日付で社外取締役を退任し、取締役（監査等委員）に就任しております。

(5) 責任限定契約の概要

当社は、社外取締役である相羽洋一氏、赤堀聰氏、中谷敏久氏との間で責任限定契約を締結しております。その概要は次のとおりであります。

- ① 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

5. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 76百万円

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行の状況及び報酬の見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項、第3項に定める同意の判断をいたしました。

2. 会計監査人に対する報酬等の額については、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんのでこれらの合計額で記載しております。

(3) 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

79百万円

(4) 子会社の監査に関する状況

当社子会社のトラストグレイス(株)及びRESORTTRUST HAWAII, LLC

は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、監査等委員の全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の再任の可否については、会計監査人の適格性、独立性及び職務の遂行状況等に留意し、每期検討を行い、不再任が妥当と判断した場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

当社は、平成18年5月16日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について、以下のとおり決議いたしております。本決議内容につきましては、内容を適宜見直したうえで修正決議を行うこととしており、現在の決議内容は以下のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、確実かつ効率的なコンプライアンスの実践を可能とするため、コンプライアンス総責任者（ＣＣＯ）及び専任部署であるリスク管理部を設置し、企業倫理に則った公正な事業活動及び法令遵守の徹底の強化を図っております。
- ② 当社は、取締役のコンプライアンス違反を防ぐため、会社が情報を把握できるよう社内規程に基づき内部通報制度を構築しております。
- ③ 取締役会は、取締役会規則に従い、取締役の業務運営・職務執行の適法性を確保し、その監督をしております。
- ④ 取締役は、自社の取り扱う事業に関連する法規を認識し、コンプライアンス意識の維持向上を図っております。
- ⑤ 当社は、金融商品取引法及びその他の法令に基づき、財務報告の適正を確保するために必要かつ適切な内部管理体制を整備し、運用しております。
- ⑥ 当社は、企業の社会的責任を自覚し、持続的な発展を確かなものとするため、反社会的勢力との関係を一切遮断し、その実効性の確保に努めるとともに、反社会的勢力に対する基本方針を定め、これを遵守しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報、取締役会及び経営会議等の重要な意思決定に関する情報、その他重要な情報（電磁的データを含む）について、社内規程に従って適切に保存及び管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理委員会を設置し、全社的なリスク管理体制を整備しております。
- ② 当社は、自社の取り扱う事業分野に関するリスクを把握し、リスク管理に係る規程の制定及びその遵守を行うとともに、リスク管理に関する従業員教育を行っております。
- ③ 当社は、不測の事態に対する危機管理体制を整備し、適切・迅速な対応により損害を最小限に抑えるよう努めております。
- ④ 当社の各部門は、各自の業務において、その内在するリスクを把握、分析、検討したうえで適切な対策を実施するとともに、リスクが発生し得ると予測される場合には、速やかに取締役に情報が届くような体制を整備いたしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役の職務権限、会議体及び会議付議事項の基準を明確化するとともに、各部門の業務分掌を明確にし、意思決定の効率化を図る体制を整備しております。
- ② 当社は、社内規程に基づき取締役会を毎月開催し、経営に関する重要事項について決議し、取締役の監督等を行っております。

- ③ 当社は、取締役会において中期5ヵ年計画、年度予算等の策定をし、全社及びグループの予算・業績管理を実施しております。
- ④ 当社は、全社あるいはグループ全体に影響を及ぼす重要事項について、社内規程に従い、経営会議の開催による検討を経て決定しております。
- ⑤ 経営環境に的確に対応するため、意思決定の迅速化や経営人材の育成を図るために執行役員制度を導入しております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、確実かつ効率的なコンプライアンスの実践を可能とするため、コンプライアンス総責任者（CCO）及び専任部署であるリスク管理部を設置し、企業倫理に則った公正な事業活動及び法令遵守の徹底の強化を図っております。
- ② 当社は、使用人に対し企業理念・経営方針を継続的に伝えることにより、法令・社会倫理に基づいた企業行動をとることを徹底させております。
- ③ 当社は、使用人に対し法令遵守のための継続的なコンプライアンス教育を行うとともに、使用人のコンプライアンス違反を防ぐため、会社が情報を把握できるよう、社内規程に基づき内部通報制度を構築しております。
- ④ 当社は、業務運営・職務執行の適法性、効率性を図るため内部監査を実施し、監査指摘事項に従い改善しております。
- ⑤ 当社は、金融商品取引法及びその他の法令に基づき、財務報告の適正を確保するために必要かつ適切な内部管理体制を整備し、運用しております。
- ⑥ 当社は、企業の社会的責任を自覚し、持続的な発展を確かなものとするため、反社会的勢力との関係を一切遮断し、その実効性の確保に努めるとともに、反社会的勢力に対する基本方針を定め、これを遵守しております。

(6) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、社内規程に基づき、グループ会社の業務の適正を管理するとともに、必要に応じてグループ会社との情報交換を行っております。
- ② 当社は、グループ会社に役職員を派遣することによりグループ会社の業務の適正を確保しております。
- ③ 当社は、グループ会社全体について業務が適正に実施されるよう、内部通報制度の整備を行っております。
- ④ 当社は、監査部が定期的にグループ会社の監査を行い、親会社の取締役会に報告を行っております。

(7) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

当社は、グループ法人管理規程を定め、グループ会社が当社に承認を求めべき事項、グループ会社が当社に報告をすべき事項を、その内容の重要度合に応じて、明確に定めております。

(8) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ会社のリスク管理を担当統括する組織として、リスク管理部及びリスク管理委員会を設置し、リスクの状況の把握、評価等を行っております。

(9) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループの中期経営計画を策定するとともに、グループ各社において事業計画を策定させ、その進捗状況を毎月確認し、検証しております。

(10) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、コンプライアンス基本方針を定め、当社グループ会社とも共有し、周知徹底することで、理解と浸透を図っております。

② 当社は、グループ会社におけるコンプライアンスの実効性を確保するため、グループ会社のコンプライアンスを担当統括する組織としてリスク管理部及びリスク管理委員会を設置し、コンプライアンス総責任者（CCO）を置いております。

(11) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会事務局を設置し、専任の監査等委員会スタッフを配置しております。

(12) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は、監査等委員会スタッフの人事異動について事前に報告を受け、必要な場合は人事部門に対し変更を申し入れることができるものといたします。

(13) 監査等委員会のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会スタッフは、他部署の使用人を兼務せず、監査等委員会に専属することとし、もっぱら監査等委員の指示に従うことにより、監査等委員会スタッフに対する指示の実効性を確保するものといたします。

(14) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

取締役及び従業員は、法定の事項に加え、次の事項について遅滞なく監査等委員会に報告するものといたします。

イ. 全社的に影響を及ぼす重大事項の決議の内容

ロ. 内部統制に関する活動報告

ハ. 内部通報制度の運用状況

(15) 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

当社グループの役職員は、法令等の違反行為を発見した場合は、当該グループ会社の監査役（若しくは代表取締役）に対して報告を行うものとし、報告を受けた者は当社のリスク管理部に報告するものとし、リスク管理部長は、監査等委員会に速やかにその内容を報告するものといたします。

(16) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループ会社の役職員も利用可能な内部通報制度を設けており、当該通報を行ったことで不利益な取り扱いを受けることのないことを明記しております。

(17) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会の監査の実効を担保すべく、毎年、予算措置をするものとします。その他予算外のものにあつては、監査等委員会の職務に必要な費用を当社が負担するものいたします。

(18) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査等委員会と定期的に意見を交換する等して、経営方針及び会社の対処すべき課題の他、監査上、重要性を認める事項につき、相互の認識及び信頼関係を深め、監査等委員会の監査が実効的に行われるよう努めるものとしております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

- ① 当社は、企業統治の体制として、監査等委員会設置会社の組織形態を採用し、監査等委員である取締役による監査を実施しております。
- ② 監査等委員（男性5名女性0名）は、5名中4名が社外取締役であり、毎月開催される取締役会に出席しております。経営会議その他の重要な会議について監査等委員である常勤取締役が出席し、公正な経営監視体制をとっております。また監査等委員会は監査等委員以外の取締役（男性13名女性0名）のヒアリングを実施するなどコーポレート・ガバナンスが適正に機能しているか等につきレビューを行っております。
- ③ 監査等委員会の職務を補助するため監査等委員会事務局を設置し、専任のスタッフ1名を配置して監査等委員会の実効性ある監査・監督活動に資する体制を整備しております。
- ④ 監査等委員である取締役は、監査部が全部門を対象に計画的に実施する業務監査の監査結果について毎月報告を受けるほか、財務報告に係る内部統制の整備やその運用状況の評価結果についても随時報告を受けております。
- ⑤ 監査部は、全部門を対象に計画的な業務監査と財務報告に係る内部統制の評価業務に携わり、その結果を代表取締役社長に報告を行うとともに関係部署に対しても監査結果もしくは評価結果を開示し改善を求めることを通じて内部統制の有効性向上を図っております。同様に、監査部は監査等委員会にその結果を報告するとともに、リスク管理部も交えて、監査等委員会との意見交換を行っております。
- ⑥ 監査部長は監査等委員会の求めに応じて監査等委員会の監査に同行しております。監査等委員会事務局スタッフは、各監査等委員に対して監査上必要な資料のほか、社内の重要な情報についても適宜提供しております。
- ⑦ 当社は経営環境に的確に対応するため、意思決定の迅速化や経営人材の育成を図るために執行役員制度を導入しており、執行役員は男性8名、女性0名（3月末時点）で構成されております。

7. 会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の概要は下記のとおりです。

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えます。

当社は、大規模な買付行為を行う買付者は、株主の皆様のご判断のために、当該買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会の意見形成や代替案作成のための一定の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと認められるものもないとは言えません。当社はかかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が適切と考える方策をとることも、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の取組みを行っております。

① 中期経営計画に基づく取組み

当社グループは、平成25年4月にスタートした中期経営計画「Next40」において、次なるステージでの成長へ向けて、顧客との新たな関係を築き上げるとともに変革のスピードを加速させ、たゆまぬ挑戦を続けていくことを目指しており、今まで培った事業基盤を活かし、更なる成長に向け、グループ力を最大限に発揮した事業の創造・確立を図ってまいりました。

「Next40」の基本戦略は以下の4点を中心としております。

- i 会員制リゾート事業の更なる充実と永続モデル確立
- ii メディカル・シニアライフ事業の拡大
- iii グループ総合力を活かした複合・周辺事業の拡大
- iv 上記3つの事業戦略実現へ向けた人材基盤・グループ力の強化

平成30年4月からの次期中期経営計画についても、現行中期経営計画の基本戦略を踏まえ、更なる企業価値を創造するとともに、業界のリーディングカンパニーに相応しい社会的責任を果たし、中長期的なすべてのステークホルダーの利益の向上を図ってまいります。

② コーポレートガバナンス強化への取組み

当社は、株主をはじめ顧客、取引先、地域社会、従業員すべてのステークホルダーから信頼される企業となるため、コーポレートガバナンスの充実を経営上の重要な課題として位置づけており、企業倫理と遵法を徹底するとともに、内部統制システムを整備し、経営の透明性を確保することに努めています。その一環として、平成27年6月より監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これにより、取締役会は社外取締役4名を含む5名の監査等委員である取締役を新たに加えた構成となり、意思決定の迅速化及び監査等委員会による監査・監督機能のより一層の強化等が図られ、取締役会全体の実効性が高まっております。

ます。

また、平成27年11月にはコーポレートガバナンス強化の一環として新たに東京証券取引所及び当社の独立性基準を満たす独立社外取締役2名を選任して、独立社外取締役を3名とし、取締役の選任・指名及び報酬の決定プロセスに関する透明性、客観性を確保することを目的として、「指名諮問委員会」及び「報酬諮問委員会」を設置しております。

それぞれの委員会の委員の数は独立社外取締役を過半数とすることとし、委員長は独立社外取締役が務めるものとしております。

今後も中長期的な企業価値の継続的向上のため、コーポレートガバナンスの一層の充実を図ってまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株式の大規模買付行為への対応策」（以下「本対応方針」といいます。）を導入しております。

本対応方針では、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、更には当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。従いまして、大規模買付行為は、取締役会の評価検討の期間の経過後にのみ開始されるものとします。大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、対抗措置をとりません。他方、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、独立委員会の勧告を最大限尊重し、必要かつ相当な範囲内において会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

本対応方針の有効期限は、本定時株主総会終結の時までとなっております。有効期間満了にあたり、本定時株主総会において、一部内容を変更したうえで継続することを株主の皆様にお諮りすることとしております。変更後の内容は、招集ご通知に添付の株主総会参考書類55頁から70頁をご参照ください。本対応方針の詳細につきましては、インターネット上の当社ホームページにその開示資料を掲載しておりますのでご参照ください。

(<http://www.resorttrust.co.jp/>)

(4) 本対応方針が、会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

- ① 本対応方針が買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。
また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとしております。
- ② 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること
本対応方針は、大規模買付行為がなされた際に、株主の皆様が、大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断するために、必要な情報や時間を確保し、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。
本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。
また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は企業価値ひいては株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。
このように本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。
- ③ 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと
本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその価値及び利益に資するものであると考えます。
さらに、本対応方針の発効・継続が当社株主の皆様のご承認を条件としており、当社株主の皆様が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が企業価値ひいては株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

- ④ 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと
本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要かつ相当な範囲で大規模買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。
本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・継続を行うことはできず、当社株主の皆様のご承認を要します。
また、大規模買付行為に関して、当社取締役会が、評価・検討、当社取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。
- ⑤ デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと
本対応方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社株式を大量に買い付けた者が、当社の株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。なお、当社の取締役（監査等委員であるものを除きます。）の任期は1年であり、当社は期差任期制を採用していないため、本対応方針の導入によりスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）としての効果が生じることもありません。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	147,250	流動負債	81,794
現金及び預金	24,742	支払手形及び買掛金	1,123
受取手形及び売掛金	6,738	短期借入金	2,500
有価証券	28,466	一年以内返済予定の長期借入金	10,342
商品	785	一年以内償還社債	450
販売用不動産	5,614	リース債務	365
材料及び貯蔵品	957	未払金	20,755
仕掛販売用不動産	27,902	未払法人税等	1,426
繰延税金資産	3,985	未払消費税等	668
営業貸付金	38,050	前受金	25,227
その他	11,077	前受収益	11,535
貸倒引当金	△1,069	債務保証損失引当金	163
		その他	7,234
固定資産	260,179	固定負債	213,119
有形固定資産	156,884	社債	3,700
建物及び構築物	93,458	新株予約権付社債	30,242
機械装置及び運搬具	2,059	長期借入金	59,723
リース勘定	7,568	リース債務	2,675
土地	40,561	預り保証金	103,098
リース資産	2,835	役員退職慰労引当金	2,306
建設仮勘定	5,588	株式給付引当金	904
その他	4,812	退職給付に係る負債	1,272
		繰延税金負債	851
無形固定資産	4,341	繰延税金負債	342
ソフトウェア	1,833	その他	8,001
その他	146	負債合計	294,914
その他	2,360	純資産の部	
投資その他の資産	98,954	株主資本	104,657
投資有価証券	82,506	資本金	19,588
関係会社株式	1,665	資本剰余金	22,583
長期貸付金	4,207	利益剰余金	65,938
退職給付に係る資産	1,068	自己株式	△3,451
繰延税金資産	1,924	その他の包括利益累計額	3,694
その他	9,439	その他有価証券評価差額金	616
貸倒引当金	△1,857	為替換算調整勘定	3,334
資産合計	407,430	退職給付に係る調整累計額	△256
		新株予約権	16
		非支配株主持分	4,146
		純資産合計	112,515
		負債及び純資産合計	407,430

連結損益計算書

(自平成27年4月1日
至平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	142,249
売上原価	24,466
売上総利益	117,783
販売費及び一般管理費	99,142
営業利益	18,640
営業外収益	
受取利息	2,212
受取配当金	109
割賦の利息	1
助成金の収入	120
その他	40
営業外費用	178
支払利息	488
シブシブネットカード手数料	11
控除対象外消費税等	78
持分法による投資損失	114
貸倒引当金の繰上	14
為替差損	69
その他	840
経常利益	247
特別利益	
投資有価証券売却益	1,275
固定資産売却益	2
関係会社株式売却益	6
その他	70
特別損失	
持分変動損	1,398
固定資産除却損	348
固定資産売却損	10
投資有価証券売却損	4
寄附金	1,478
その他	22
税金等調整前当期純利益	3,263
法人税、住民税及び事業税	5,257
法人税等調整額	△816
当期純利益	17,531
非支配株主に帰属する当期純利益	13,090
親会社株主に帰属する当期純利益	45
	13,044

連結株主資本等変動計算書

(自平成27年4月1日
至平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	16,977	19,984	57,807	△2,705	92,062
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	2,610	2,610			5,221
剰 余 金 の 配 当			△4,914		△4,914
親会社株主に帰属する当期純利益			13,044		13,044
自 己 株 式 の 取 得				△1,379	△1,379
自 己 株 式 の 処 分		△11		633	622
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	2,610	2,599	8,130	△745	12,594
当 期 末 残 高	19,588	22,583	65,938	△3,451	104,657

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	4,742	2,671	257	7,670	57	4,978	104,769
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行							5,221
剰 余 金 の 配 当							△4,914
親会社株主に帰属する当期純利益							13,044
自 己 株 式 の 取 得							△1,379
自 己 株 式 の 処 分							622
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△4,126	663	△513	△3,976	△40	△831	△4,849
当 期 変 動 額 合 計	△4,126	663	△513	△3,976	△40	△831	7,745
当 期 末 残 高	616	3,334	△256	3,694	16	4,146	112,515

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	126,148	流動負債	60,932
現金及び預金	16,439	買掛金	917
受取手形	75	一年以内返済予定の長期借入金	5,412
売掛金	4,488	一年以内償還社債	300
有価証券	28,466	リース債	187
商販用不動産	210	未払費用	15,784
原材料	5,614	未払法人税等	3,839
仕掛販売用不動産	487	未払消費税等	460
前払費用	27,902	前払消費税等	482
前払税金	203	関係会社預り金	24,643
未収法人税金	989	預り金	1,790
繰延税金	142	預り金	369
短期貸付	2,551	前受り	6,222
短期貸付	37,394	債務保証損失引当	443
短期貸付	1,500	資産除去債	14
貸倒引当	△316	その	64
固定資産	211,165	固定負債	188,838
有形固定資産	75,531	社債	2,800
建物	40,169	株予約権付社債	30,242
構築物	2,275	長期借入金	49,002
機械及び装置	1,101	リース債	1,790
船舶	125	退職給付引当金	545
器具・備品	86	役員退職慰労引当金	2,294
運搬具	1,438	株式給付引当金	904
工具	3,202	長期前受り	341
土地	19,979	関係会社預り	13,779
建物	1,882	預り保証	86,821
仮払資産	5,270	資産除去債	105
無形固定資産	3,989	その	209
借地権	1,513	負債合計	249,770
商標	17	純資産の部	
ソフトウエア	1,728	株主資本	86,932
リース費用	6	資本金	19,588
その他の資産	84	資本剰余金	22,583
投資その他の資産	131,644	資本準備金	19,236
投資関係	82,422	その他資本剰余金	3,347
出資	31,005	利益剰余金	48,213
長期前払	0	利益準備金	371
長期前払	12,505	その他利益剰余金	47,841
長期前払	901	特別償却準備金	250
繰延税金	707	別途積立	35,700
繰延税金	1,165	繰越利益剰余金	11,891
繰延税金	2,926	自己株式	△3,451
繰延税金	1,139	評価・換算差額等	593
繰延税金	△1,129	その他有価証券評価差額金	593
資産合計	337,313	株予約権	16
		純資産合計	87,543
		負債及び純資産合計	337,313

損益計算書

(自平成27年4月1日
至平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		108,270
売上原価		21,578
売上総利益		86,691
販売費及び一般管理費		73,893
営業利益		12,797
営業外収益		
受取利息	630	
有価証券利息	2,171	
受取配当金	109	
割賦利	1	
貸倒引当金戻入	24	
その他	246	
営業外費用		
支払利息	647	
社債利息	10	
株式交付手数料	9	
シンジケートローン手数料	77	
控除対象外消費税等	24	
為替差	840	
その他	252	
経常利益		1,862
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券償還益	58	
投資有価証券売却益	1,275	
関係会社株式売却益	3	
関係会社清算益	629	
新株予約権戻入益	11	
特別損失		1,978
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	29	
投資有価証券売却損	4	
関係会社株式売却損	1,406	
関係会社株式評価損	21	
税引前当期純利益		1,463
法人税、住民税及び事業税	3,122	
法人税等調整額	△101	
当期純利益		3,020
		11,615

株主資本等変動計算書

(自 平成27年 4 月 1 日)
(至 平成28年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	16,977	16,625	3,358	19,984
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	2,610	2,610		2,610
剰 余 金 の 配 当				
特別償却準備金の取崩				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			△11	△11
別 途 積 立 金 の 積 立				
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)				
当 期 変 動 額 合 計	2,610	2,610	△11	2,599
当 期 末 残 高	19,588	19,236	3,347	22,583

(単位：百万円)

	株 主 資 本				利益剰余金合計
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	その他利益剰余金			
特別償却準備金		別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	371	293	30,700	10,147	41,512
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					
剰 余 金 の 配 当				△4,914	△4,914
特別償却準備金の取崩		△43		43	-
当 期 純 利 益				11,615	11,615
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分					
別 途 積 立 金 の 積 立			5,000	△5,000	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△43	5,000	1,744	6,700
当 期 末 残 高	371	250	35,700	11,891	48,213

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△2,705	75,767	4,677	4,677	57	80,502
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行		5,221				5,221
剰 余 金 の 配 当		△4,914				△4,914
特別償却準備金の取崩		-				-
当 期 純 利 益		11,615				11,615
自 己 株 式 の 取 得	△1,379	△1,379				△1,379
自 己 株 式 の 処 分	633	622				622
別 途 積 立 金 の 積 立		-				-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△4,084	△4,084	△40	△4,124
当 期 変 動 額 合 計	△745	11,164	△4,084	△4,084	△40	7,040
当 期 末 残 高	△3,451	86,932	593	593	16	87,543

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

リゾートトラスト株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福 井 淳 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡 野 英 生 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 繁 紀 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リゾートトラスト株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リゾートトラスト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

リゾートトラスト株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福井 淳	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡野 英生	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近藤 繁紀	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リゾートトラスト株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）を重点監査項目と設定し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会及び経営会議その他重要な会議等に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、主要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号イ、ロ）の(1)基本方針の概要及び(2)基本方針の実現に資する特別な取組みの概要、並びに(3)当社株式の大規模買付への対応策等については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 事業報告に記載されている「内部統制システムに関する取締役会決議の内容」は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において代表取締役社長から内部統制は「有効」である旨、また金融商品取引法第193条の2第2項に基づいて有限責任 あずさ監査法人から「開示すべき重要な不備は認識していない」旨の報告を書面で受けております。
- 五 事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号イ）については、指摘すべき事項は認められません。また、同条第3号ロに定める各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

リゾートトラスト株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	谷 口 嘉 孝 ㊟
常勤監査等委員	林 戸 里 巳 ㊟
監査等委員	相 羽 洋 一 ㊟
監査等委員	赤 堀 聰 ㊟
監査等委員	中 谷 敏 久 ㊟

(注) 監査等委員谷口嘉孝、及び相羽洋一、赤堀聰、中谷敏久は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の事業展開等を勘案いたしまして、下記のとおり1株につき23円とさせていただきますと存じます。

なお、先に中間配当金として1株につき23円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株につき46円となります。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金23円

総額 2,490,089,135円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

2. 剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分については、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 6,500,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 6,500,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）全員（12名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役12名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選定に当たりましては、代表取締役（2名）及び監査等委員である独立社外取締役（3名）で構成された指名諮問委員会（委員長は独立社外取締役）の審議の結果、相当である旨決議されております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>再任</p> <p>いとう よしろう 伊藤 與朗 (昭和15年3月29日)</p>	<p>昭和48年4月 当社代表取締役社長 平成8年5月 同 CEO (最高経営責任者) (現任) 平成11年4月 同 代表取締役会長 (現任)</p>	2,922,616株
	<p>〔取締役候補者とした理由〕 昭和48年に伊藤勝康氏と当社を設立以来、コア事業である会員権事業を業界No.1に成長させるなど、当社グループの発展に大いに寄与するとともに、一般社団法人日本リゾートクラブ協会の会長を長年務めるなど、リゾート業界全体を牽引する役割も担っております。また、会員制の検診事業をいち早く立ち上げメディカル事業へ参入するなど先見性にも秀でており、当社ブランドを体現する存在としてグループ全体をリードしております。 これら豊富な経験と実績、及び強力なリーダーシップは、今後の当社の発展にさらに寄与すると考えられることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
2	<p>再任</p> <p>いとう かつやす 伊藤 勝康 (昭和18年6月28日)</p>	<p>昭和48年4月 当社常務取締役 昭和55年9月 同 専務取締役 平成5年7月 同 代表取締役副社長 平成8年5月 同 COO (最高執行責任者) (現任) 平成11年4月 同 代表取締役社長 (現任)</p>	787,312株
	<p>〔取締役候補者とした理由〕 昭和48年に伊藤與朗氏と共に当社を設立以来、公認会計士及び不動産鑑定士として、その知識と経験を遺憾なく発揮し、当社の発展に大いに寄与しております。平成11年4月以降は代表取締役社長を務め、伊藤與朗氏と共に当社ブランドを体現する存在としてグループ全体をリードしております。 これら豊富な経験と実績、及び強力なリーダーシップは、今後の当社の発展にさらに寄与すると考えられることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	<p>再任</p> <p>えばた ゆきひさ 江幡 幸久 (昭和22年1月7日)</p>	<p>平成 8 年 4 月 当社企画開発本部副本部長 平成 8 年 6 月 同 取締役 平成 9 年 6 月 同 開発本部長 平成11年 4 月 同 常務取締役 同 管理本部長 平成15年10月 同 業務部門兼関係会社管掌 平成19年 7 月 同 業務部門管掌 平成21年 6 月 同 専務取締役 平成22年 7 月 同 業務部門兼購買部門管掌 平成26年 4 月 同 取締役副社長 (現任) 同 業務部門管掌兼CCO (コンプライアンス 総責任者) 平成27年11月 同 業務部門管掌兼CCO (コンプライアンス 総責任者) 兼経営企画部管掌 (現任)</p>	152,098株
<p>〔取締役候補者とした理由〕 管理部門の経験を長く有し、資本政策、資金調達、資金運用等、豊富な経験を活かして当社グループの事業拡大の一翼を担っております。また、リスク管理部、品質管理部、法務等を管掌し、コンプライアンス経営も意識したバランスの取れた企業価値の向上に努めるほか、CSR活動も推進し、障害者雇用職場改善好事例として東京事務支援センターの厚生労働大臣賞受賞などの実績も有しております。これら豊富な経験と実績は、今後の当社の発展にさらに寄与すると考えられることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
4	<p>再任</p> <p>かわさき のぶひこ 河崎 信彦 (昭和30年9月21日)</p>	<p>平成 2 年 6 月 当社取締役 平成 3 年 1 月 同 ホテルレストラン運営本部長 平成 8 年 4 月 同 常務取締役 平成14年10月 同 ホテルレストラン運営本部長兼シティホテルレストラン統括部長 平成15年10月 同 シティホテルレストラン事業本部長 平成20年 4 月 同 ホテルレストラン開発事業本部長 平成21年 4 月 同 ホテルレストラン事業本部長 平成21年 6 月 同 専務取締役 平成26年 4 月 同 取締役副社長 (現任) 同 ホテルレストラン本部長 (現任)</p>	290,100株
<p>〔取締役候補者とした理由〕 当社会員制事業にて営業を10年経験後、ホテルレストラン事業にてホテル運営に携わり、5年先、10年先を見据えて顧客のアフターフォローを行うリゾート営業部を立ち上げるなど、顧客との関係構築、開拓等に努めた経営を推進しております。「素直に、謙虚に、驕らず」をモットーに、社員教育（フォローアップ研修や女性幹部研修など）を行い、芯の通った経営を目指しております。これら豊富な経験と実績は、今後の当社の発展にさらに寄与すると考えられることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	<p>再任 伏見 有貴 (昭和40年8月19日)</p>	<p>平成15年10月 当社経営企画室長 平成17年6月 同 取締役 平成18年7月 同 経営企画・広報部門管掌兼広報部長 平成19年7月 同 メディカル事業本部長 平成25年6月 同 常務取締役 平成26年4月 同 専務取締役 同 メディカル本部長 (現任) 平成28年5月 同 取締役副社長 (現任)</p>	150,000株
<p>〔取締役候補者とした理由〕 会員制本部、ホテルレストラン運営本部、新規事業開発部・経営企画室・広報部の経験を有し、現在メディカル本部長として、多様な部門の経験を踏まえた当社グループのシナジーを最大限活かす経営を行っております。また、E・S・C・S、プロセス、そして業績をバランス経営することにより、当社ブランドの向上を意識し、中長期的な視点からのサステナブル経営を常に目指しております。これら豊富な経験と実績は、今後の当社の発展にさらに寄与すると考えられることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
6	<p>再任 伊藤 正昭 (昭和23年1月29日)</p>	<p>平成11年4月 当社開発本部長 平成11年6月 同 取締役 平成15年10月 同 開発部門管掌 平成17年6月 同 常務取締役 平成18年1月 同 開発部門兼購買部門管掌 平成21年4月 同 開発部門管掌 (現任) 平成21年6月 同 専務取締役 (現任)</p>	35,302株
<p>〔取締役候補者とした理由〕 当社グループの開発部門総責任者として、長年国内外における多数のプロジェクトに携わっております。M&Aや不動産開発分野ならびに建設分野に関するソフト・ハード面での深い知見及びそれらにおける、ファイナンス・プランニング・デザイン・マネジメントに関する豊富な知識・経験を有しております。これら豊富な経験と実績は、今後の当社の発展にさらに寄与すると考えられることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>しんたに あつゆき</small> 新谷 敦之 (昭和30年6月15日)	平成9年4月 当社会員制事業本部名古屋支社長 平成10年6月 同 取締役 平成11年6月 同 会員制事業本部東京支社長 平成15年10月 同 常務取締役 平成24年11月 同 会員制事業本部東京支社長兼横浜支社長 平成26年4月 同 会員制本部副本部長兼東京支社長兼横浜支社長 平成28年5月 同 会員制本部副本部長兼東京支社長 平成28年5月 同 専務取締役(現任) 同 会員制本部部長兼東京支社長(現任)	173,000株
[取締役候補者とした理由] 東京支社へ赴任以来、一貫して会員制事業の関東市場を担当、施設開発と合わせて、関東圏での当社シェア、知名度はもとより売上げ拡大に注力し、赴任前年と比較して関東圏の契約高を5倍へ伸長させた実績を有しております。また、中長期的な企業価値の向上のためには人材教育が特に重要と認識し、部下の存在や働きがあって上長が存在できることを幹部教育の根底として、その浸透に努めております。これら豊富な経験と実績は、今後の当社の発展にさらに寄与すると考えられることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>うちやま としひこ</small> 内山 敏彦 (昭和22年8月4日)	平成3年10月 当社ホテルレストラン運営本部料理統轄部長 平成4年6月 同 取締役 平成15年10月 同 常務取締役 同 料理購買部門管掌 平成18年1月 同 料理飲料部門管掌(現任) 平成26年4月 同 専務取締役(現任)	135,130株
[取締役候補者とした理由] 当社創業間もない時期より料飲部門の総括に携わり、現在の料飲評価と料飲における「ハイセンス・ハイクオリティ」の理念実現の礎を築いた実績を有しております。また、内山敏彦氏の長年にわたるヨーロッパでの経験により磨かれた感性は、当社施設運営に大きく貢献しておりますが、早期よりソムリエ等の育成にも尽力し、当社が有するソムリエの在籍者数は日本有数となります。これら豊富な経験と実績は、今後の当社の発展にさらに寄与すると考えられることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	<p>再任 井内 克之 (昭和35年5月21日)</p>	<p>昭和58年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行 平成24年4月 同 執行役員 名古屋中央法人部 部長 平成25年6月 当社入社 平成25年6月 同 執行役員・業務部門副管掌兼業務部門業務担当 平成26年4月 同 常務執行役員・業務部門副管掌兼業務部門業務担当 平成26年6月 同 常務取締役（現任） 同 業務部門副管掌（現任）</p>	5,000株
<p>〔取締役候補者とした理由〕 みずほフィナンシャルグループにて約30年、人事、経営企画、営業、官庁（旧大蔵省国際金融局）出向を経験し、豊富な金融知識を有するだけでなく、人事・経営企画・グループ会社管理といった主要な内部管理業務を幅広く経験するほか、3カ店の営業店長として、大組織をまとめるマネジメント経験も豊富に有しております。 これらの幅広い経験や知見は、金融機関との緊密な協力関係を構築・発展させていくと共に、外部目線をも有する業務執行取締役として、当社の中長期的な企業価値向上にさらに寄与すると考えられることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
10	<p>再任 高木 直 (昭和38年5月27日)</p>	<p>平成9年4月 当社会員制事業本部名古屋支社第一事業部長 平成15年6月 同 会員制事業本部名古屋支社長 平成17年6月 同 取締役 平成26年4月 同 会員制本部名古屋支社長 平成28年5月 同 常務取締役（現任） 同 会員制本部副本部長兼名古屋支社長（現任）</p>	30,000株
<p>〔取締役候補者とした理由〕 当社入社以来30年間、本社所在地の名古屋地区で会員制事業の営業に携わり、主として中部圏の当社シェア、当社ブランドのさらなる向上に努めて参りました。また、現在は名古屋支社長として、若い社員を中心とした人材育成に特に注力し、当社グループの中長期的な企業価値向上を目指した経営を推進しております。 これら豊富な経験と実績は、今後の当社の発展にさらに寄与すると考えられることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
11	再任 かわぐち まさひろ 川口 眞弘 (昭和38年5月6日)	昭和59年7月 当社入社 平成19年7月 同 会員制事業本部大阪支社長 平成21年4月 同 執行役員・会員制事業本部大阪支社長 平成26年4月 同 執行役員・会員制本部大阪支社長 平成26年6月 同 取締役(現任) 同 会員制本部大阪支社長 平成28年5月 同 会員制本部横浜支社長(現任)	90,064株
	〔取締役候補者とした理由〕 会員制事業の大阪支社・東京支社にて長年営業に携わり、営業部門の幅広い知見と、豊富な経験を有しております。また、当社ブランドのさらなる向上を主眼に、顧客へ感動のご提供と、洗練された社員や組織の育成を経営の核として、強いリーダーシップを発揮して職務を遂行しております。これら豊富な経験と実績は、今後の当社の発展にさらに寄与すると考えられることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
12	再任 おぎの しげとし 荻野 重利 (昭和33年7月5日)	昭和56年4月 当社入社 平成11年6月 同 会員制事業本部大阪支社長 平成16年3月 同 エクシブ事業本部 グランドエクシブ浜名湖総支配人 平成19年7月 同 執行役員・シティホテルレストラン事業本部 東京ベイコート倶楽部開業準備室長 平成20年4月 同 執行役員・シティホテルレストラン事業本部 ベイコート倶楽部事業部長兼東京ベイコート倶楽部総支配人 平成24年12月 同 執行役員・ホテルレストラン事業本部副事業本部長 平成26年4月 同 執行役員・ホテルレストラン本部副本部長 平成27年6月 同 取締役(現任) 平成27年9月 同 ホテルレストラン本部副本部長兼エクシブ第二事業部長 平成28年4月 同 ホテルレストラン本部副本部長(現任)	64,672株
	〔取締役候補者とした理由〕 会員制事業にて20年強の営業経験を経た後、新規会員制ホテルおよび新規ゴルフ場の開業・運営に携わりホテル経営の実績を重ねて参りました。平成26年にホテルレストラン本部の副本部長となった後、当社の今後の海外展開戦略において重要な役割を担うカハラホテル買収後の現地責任者として強いリーダーシップを発揮し、スムーズな承継を実現した実績を有しております。これら豊富な経験と実績は、今後の当社の発展にさらに寄与すると考えられることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の重要な兼職の状況につきましては、事業報告「4.会社役員に関する事項(2)重要な兼職の状況」(20頁から21頁まで)をご参照ください。

第3号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する退職慰労金贈呈の件
平成28年5月24日付をもって当社取締役を辞任されました高浪宣昭氏に対し、在任中の
労に報いるため、当社の定める「役員退職慰労金贈呈規程」に基づき、当社所定の基準によ
る相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。
退任取締役の略歴は次のとおりです。

氏 名	略 歴
たかなみ のりあき 高浪 宣昭	昭和58年6月 当社 取締役 平成2年4月 同 常務取締役 平成8年4月 同 専務取締役 平成26年4月 同 取締役副社長 平成28年5月 辞任により取締役退任

第4号議案 監査等委員である取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、監査等委員である取締役の経営に対する独立性・中立性を高め、企業統治（コーポレート・ガバナンス）の一層の強化を図るため、本総会の終結の時をもって監査等委員である取締役の退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

つきましては、任期中の監査等委員である取締役2名に対し、本総会の終結の時までの在任中の労に報いるため、当社の定める「役員退職慰労金贈呈規程」に基づき、当社所定の基準による相当額の範囲内において退職慰労金を打ち切り支給することとしたいと存じます。

なお、支給の時期は、各氏の監査等委員である取締役退任の時とし、その具体的な金額、支給の方法等は、取締役在任期間分は取締役会に、監査役及び監査等委員である取締役の在任期間分は監査等委員である取締役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる監査等委員である取締役の略歴は次のとおりです。

氏名	略歴
林 戸 里 巳 <small>はやしど きとみ</small>	平成2年6月 当社 取締役 平成15年10月 同 常務取締役 平成27年6月 同 取締役（監査等委員）（現任）
谷 口 嘉 孝 <small>たにくち よしたか</small>	平成16年6月 当社 社外監査役 平成27年6月 同 社外取締役（監査等委員）（現任）

（注） 林戸里巳氏及び谷口嘉孝氏は、常勤の監査等委員です。

第5号議案 監査等委員である取締役に対する業績連動型株式報酬の廃止の件

1. 提案の理由

当社は、平成27年6月26日開催の第42回定時株主総会において監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件についてご承認いただき（以下、上記定時株主総会における決議を「現決議」といいます。）今日に至っておりますが、今般、当社が任意に設置する独立社外取締役を過半数とする報酬諮問委員会において、これに関する助言を得たため、当社取締役会にて慎重に検討した結果、監査等委員である取締役を当該業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の対象者から除外することといたしたく、監査等委員である取締役に対する本制度にかかる報酬枠を廃止する旨のご承認をお願いするものであります。

現時点において、本制度の対象となる監査等委員である取締役以外の取締役の員数は12名であり、第2号議案が原案どおり可決されますと12名となります。また、現時点において、本制度の対象となる監査等委員である取締役の員数は5名であります。

具体的には、監査等委員である取締役を現決議にかかる本制度の対象から除外するべく、現決議の内容を下記2. のとおり変更することにつき、ご承認願いたく存じます。

なお、現決議のご承認後、本議案をご承認いただくまでの間に監査等委員である取締役に対し付与済みのポイントについては、原則として当該監査等委員である取締役の退任時に、本制度に基づく給付を行うことといたします。本議案をご承認いただいた場合、監査等委員である取締役に対する以後のポイント付与を行わないこととなります。

2. 現決議の変更後の内容（下線は現決議からの変更箇所を示す）

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金員（その上限は下記（2）のとおり。）を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社が定める役員株式給付規程に従い、業績達成度等に応じて当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役（監査等委員である取締役を除く。）の退任時となります。

(2) 当社が拠出する金員の上限

当社は、平成26年3月末日で終了した事業年度から平成30年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間、及び当該5事業年度の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、当初の対象期間に関して本制度に基づく金員を拠出し、受益者要件を満たす取締役への交付を行うための株式の取得資金として、1,000百万円を上限とする金員を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託（以下「本信託」といいます。）を設定しております。本信託は当社が信託した金員を原資として当社株式を、当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得しております。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間ごと

に1,000百万円を上限として追加拠出を行います。但し、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役に対する株式の給付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、1,000百万円から残存株式等の金額（株式については、当該直前の対象期間の末日における時価をもって残存株式等の金額とします。）を控除した金額とします。

(3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に給付される当社株式数の算定方法と上限

取締役（監査等委員である取締役を除く。）には、当社役員株式給付規程により各事業年度において業績達成度等に応じて定まる配分原資額を、一定の株価（各株主総会開催日の直前1ヶ月間の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値の平均値）で割り、定まったポイント数を役位に応じて付与します。かかる一事業年度当たりの配分原資額は、197百万円を上限とし、当社役員株式給付規程の定めに従い、業績達成度等に応じて算定されます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に付与される1ポイントは、下記（4）の株式給付に際し、当社1株に換算されず（但し、本議案の承認後において、ある取締役の確定ポイント数に相当する株式数が信託財産内の株式数を超過するときは、当社役員株式給付規程の定めに従い、当該取締役の確定ポイント数を当該超過数に相当するポイント数まで減じることとします）。

(4) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式給付

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）が退任した場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、当該取締役は、確定ポイント数に相当する当社株式について、本信託から給付を受けることができるものとします。

(5) 本信託内の株式に係る議決権

本信託内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

第6号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）更新の件

当社は、当初平成19年6月28日開催の当社第34回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」を導入、直近では平成25年6月27日開催の当社第40回定時株主総会の決議により継続しておりますが（以下、継続後の対応方針を「現対応方針」といいます。）、その有効期限は、本株主総会終結の時までとなっております。

現対応方針の有効期間満了にあたり、平成28年5月13日開催の当社取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現対応方針の一部を変更するとともに、「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）として更新することを決定しました。

つきましては、本対応方針の更新について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本対応方針の現対応方針からの主な変更点は以下のとおりです。

- ① 当社取締役会が大規模買付者から提供を受けた必要情報に加えて追加的に情報提供を求める場合の期限の上限を設定いたしました。
- ② 取締役会評価期間を設定したことを公表する旨を明確化いたしました。
- ③ 大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合に、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない旨を明確化いたしました。
- ④ その他語句の修正、文言の整理等を行いました。

I ご承認の対象となる本対応方針の内容

1. 本対応方針の目的

当社は、当社株式に対する大規模な買付け等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付け等の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、株主の皆様や当社取締役会が株式の大規模な買付け等の内容等について検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するための合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が買付け等の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に鑑み不十分または不適当であるもの、買付け等の対象とされた会社の企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、買付け等の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

一方、平成28年3月31日時点において、当社創業者、当社役員及びその関係会社により当社の発行済株式の約24%が保有されております。但し、当社は公開会社であり、株主の皆様の自由な意思に基づく取引等により当社株式は譲渡されますので、当社創業者、当社役員及びその関係会社が各々の事情に基づき今後当社株式を譲渡その他の処分をし、それらの当社株式の保有割合が減少していく可能性も否定できません。また、それ以外の当社株式の多くは個人株主の皆様や信託銀行等の機関投資家、外国法人等の皆様により保有されておりますので、これら株主の皆様のために、大規模な買付け等を行おうとする者が現れた場合に、大規模な買付提案の内容や当社取締役会の意見、代替案等を検討したうえで、大規模な買付け等に応じるか否かの最終的な判断を適切に決定する機会を確保することは重要であると考えております。

これらの点に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付け等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模な買付け等が行われる際の情報提供と検討時間の確保に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付け等がなされた場合の対抗のための方策を含め買収防衛策として、現対応方針の内容を一部変更し、本対応方針として更新することといたしました。

2. 本対応方針の対象となる当社株式の買付け

本対応方針の対象となる当社株式の買付けとは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も計算上考慮されるものとします。)と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合(但し、①と②の合算において、①と②の間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。)または、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

3. 独立委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための諮問機関として、現対応方針と同様に独立委員会を設置いたします(独立委員会規程の概要は資料1のとおりです。)。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、東京証券取引所及び当社の独立性基準を満たし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役(監査等委員であるものを含みます。)及び社外有識者(注)の中から選任します。本対応方針への更新時に就任予定の独立委員会委員候補の氏名・略歴は資料2に記載のとおりです。当社取締役会は、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの判断、大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、取締役会評価期間を延長するか否かの判断、対抗措置を発動・変更・停止すべきか否かの判断など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必ず独立委員会に諮問することとし、その勧告を最大限尊重するものとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、必要に応じて、当社の費用で独立した外部専門家等の助言を得ること等ができるものとします。

注：社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの内容

当社が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価・検討期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

(1) 意向表明書の当社への提出

大規模買付者には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を日本語で明示した、「意向表明書」をご提出いただきます。

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じその内容について公表します。

(2) 必要情報の提供

当社取締役会は、意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、当社株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを記載した書面を、当該大規模買付者に交付し、大規模買付者には、本必要情報のリストに従い、本必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。本必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者及び特別関係者（並びにファンドの場合は各組合員その他の構成員）を含みます。）の詳細（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的及び内容（大規模買付け等の対価の価額・種類、大規模買付け等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付け等の方法の適法性、大規模買付け等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為における当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④ 当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）
- ⑤ 当社グループの取引先、顧客・会員、従業員、地域コミュニティ等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、その期限を延長することができるものとします。

本必要情報の大規模買付者からの提供が完了したと当社取締役会が判断した場合には、その旨を大規模買付者に通知するとともに公表します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで、適宜期限を定めたくうえで（最初に本必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）、追加的に情報提供を求めることがあります。当社取締役会が、本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供がない場合において、大規模買付者から情報の提供がなされないことについての合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、その旨を公表するとともに後記(3)の当社取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された本必要情報は、速やかに独立委員会に提出するとともに、当社株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

(3) 取締役会による評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、その旨を直ちに公表いたします。この場合、大規模買付行為は、かかる取締役会評価期間の経過後に開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉を行うことや、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を直ちに公表します。

5. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明、あるいは代替案の提示等により、当社株主の皆様にご理解をいただけるよう努めるに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が例えば以下のイからト.のいずれかの類型に該当し、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合であると当社取締役会が判断したときには、例外的に、必要かつ相当な範囲内で、当社取締役会は企業価値ひいては株主共同の利益を守るために、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとる場合があります。なお、上記のとおり例外的に対抗措置を発動する際の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで判断します。

また、対抗措置の発動について、株主の皆様のご意思を確認することを独立委員会が勧告した場合、また、かかる勧告がない場合であっても、確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、株主の皆様のご意思を確認するための手続きをとることがあります。なお、取締役会評価期間の経過後に株主の皆様のご意思を確認する手続きをとった場合は、株主の皆様のご意思を確認のうえ、対抗措置の発動、不発動の決議がなされるまでは、大規模買付行為は開始できないものとし、これに反する大規模買付行為は、(2)に後述するとおり、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

イ. 次の①から④までに掲げる行為等当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合

- ① 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

- ④ 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
 - . 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合
 - ハ. 大規模買付者による買付後経営方針等が不十分または不相当であるため、当社事業の成長性・安定性が阻害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に重大な支障をきたすおそれがある場合
 - ニ. 大規模買付行為の条件（対価の種類・価額、大規模買付行為の時期、買付方法の適法性、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に鑑み著しく不十分または不相当な大規模買付行為である場合
 - ホ. 当社グループの企業価値を生み出すうえで必要不可欠な取引先、顧客・会員、当社グループの従業員、地域コミュニティ等との関係または当社グループの企業文化を破壊することなどにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を害する重大なおそれをもたらす大規模買付行為である場合
 - ヘ. 大規模買付者の経営陣または主要株主若しくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
 - ト. その他 イ. ないし ヘ. に準ずる場合で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。例えば、前述の例外的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は資料3に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間や行使条件等を設けることがあります。但し、この場合、当社は、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しておりません。

(3) 対抗措置発動の停止について

上記(1)または(2)において、当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、対応措置の発動の停止を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど、対抗措置をとることが適切でないと当社取締役会が判断した場合には、次のとおり対抗措置発動を停止することができるものとします。

- ① 当該新株予約権の効力発生日の前日までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当てを中止する。
- ② 新株予約権の無償割当て後においては、行使期間開始日の前日までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで当該新株予約権を無償取得する。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い適時適切に開示を行います。

6. 本対応方針の適用開始と有効期限

本対応方針は、本株主総会における株主の皆様のご承認をもって、同日より発効することとし、有効期限は同日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、本対応方針の有効期間中であっても、当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会が本対応方針を廃止する旨の決議を行った場合には、当該決議の時点をもって本対応方針は廃止されるものとします。その場合には、当社は、その廃止の事実を速やかに開示いたします。

また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、当社が上場する金融商品取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合等、株主の皆様にご不利益を与えない場合には独立委員会の勧告を最大限尊重して、本対応方針の変更を行うこともあります。

II 補足説明

1. 株主・投資家の皆様に与える影響等

(1) 本対応方針への更新にあたって株主・投資家の皆様に与える影響等

本対応方針への更新の時点においては、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

なお、大規模買付者が現れた場合は、上記 I 5. に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

当社取締役会は、上記 I 5. に記載のとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（対抗措置の発動対象となった大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所の上場規則等に従い適時適切に開示を行います。

なお、対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合は、株主の皆様は、対価を払い込むことなく、その保有する株式に応じて新株予約権が割り当てられます。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様は新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い適時適切に開示します。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

2. 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて
- (1) 本対応方針が買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。
また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとしております。
- (2) 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること
本対応方針は、大規模買付行為がなされた際に、株主の皆様が、大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断するために、必要な情報や時間を確保し、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。
本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にはのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。
また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は企業価値ひいては株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。
このように本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。
- (3) 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと
本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその価値及び利益に資するものであると考えます。
さらに、本対応方針の発効・継続が当社株主の皆様のご承認を条件としており、当社株主の皆様が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が企業価値ひいては株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(4) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要かつ相当な範囲で大規模買付ルール遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・継続を行うことはできず、当社株主の皆様のご承認を要します。

また、大規模買付行為に関して、当社取締役会が、評価・検討、当社取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

(5) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社株式を大量に買い付けた者が、当社の株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。なお、当社の取締役（監査等委員であるものを除きます。）の任期は1年であり、当社は期差任期制を採用していないため、本対応方針の導入によりスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）としての効果が生じることもありません。

以上

独立委員会の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、東京証券取引所及び当社の独立性基準を満たし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役（監査等委員であるものを含む。）及び社外有識者の中から取締役会が選任する。
- ・ 独立委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- ・ 独立委員会は、取締役会から諮問を受けた場合、以下に記載する事項について決定し、その決定の内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。
 - ① 大規模買付者に対抗するための新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び定款が認める対抗措置の発動または不発動
 - ② 大規模買付者の大規模買付行為の撤回等に基づく新株予約権の無償取得、発行中止その他対抗措置の停止
 - ③ その他取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 独立委員会は、以下に記載される事項を行うものとする。
 - ① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの決定
 - ② 大規模買付者が取締役会に提供すべき本必要情報の決定
 - ③ 本必要情報の提供完了の決定
 - ④ 大規模買付者による大規模買付行為の内容の精査・検討
 - ⑤ 大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの決定
 - ⑥ 取締役会評価期間の延長の決定
 - ⑦ 本対応方針の修正または変更の承認
 - ⑧ その他取締役会により別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家から、当社の費用負担により、助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員候補略歴

本対応方針更新時の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

小林 榮一郎（こばやし えいいちろう）

【略歴】

昭和13年1月生
 平成6年6月 株式会社あさひ銀行（現 株式会社りそな銀行）代表取締役専務
 平成9年6月 同行副頭取
 平成10年6月 株式会社あさひ銀行総合研究所（現 りそな総合研究所株式会社）代表取締役社長
 平成15年2月 株式会社CNSコンサルティンググループ特別顧問（現任）
 平成16年11月 早稲田大学常任理事
 同大学評議委員
 平成21年6月 全国保証株式会社社外取締役（現任）
 平成23年4月 プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社顧問（現任）

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

神谷 明文（かみや あきぶみ）

【略歴】

昭和26年10月生
 平成4年4月 弁護士登録（名古屋弁護士会）
 大脇・鷲見合同法律事務所（現 しるべ総合法律事務所）勤務
 平成10年12月 安城市民生・児童委員
 平成11年4月 神谷明文法律事務所開設（現在に至る）
 平成19年4月 愛知県弁護士会副会長
 平成20年4月 安城簡易裁判所 司法委員・調停委員（現任）
 平成24年4月 名古屋家庭裁判所岡崎支部 調停委員（現任）
 平成28年4月 愛知県弁護士会西三河支部 支部長（現任）

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

谷口 嘉孝 (たにぐち よしたか)

【略 歴】

昭和13年 3 月生

昭和33年 7 月 愛知県入庁

平成 4 年 4 月 同豊田事務所長

平成 8 年 4 月 同西三河事務所長

平成10年 4 月 愛知県森林公園協会専務理事

平成11年 4 月 財団法人愛知公園協会専務理事

平成13年 6 月 名古屋競馬株式会社常勤監査役

平成16年 6 月 当社 常勤監査役

平成27年 6 月 当社 取締役 (監査等委員) (現任)

谷口嘉孝氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役であり、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

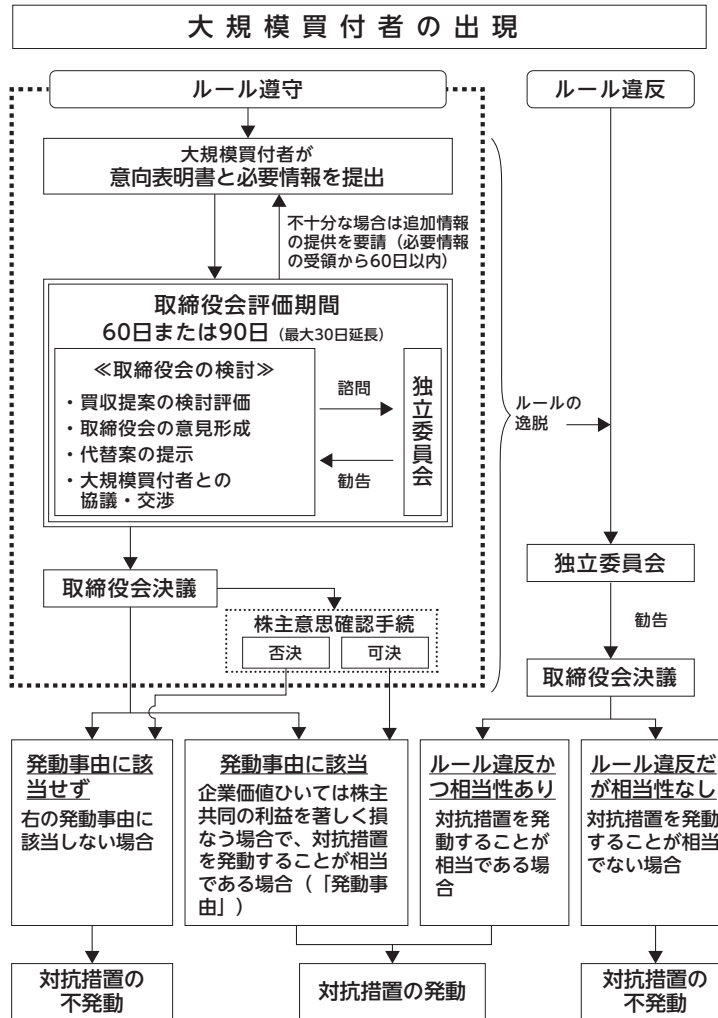
以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者は除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。但し、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付しない。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権無償割当てがその効力を生じる日、取得条項その他必要な事項については当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、行使の条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

以上

当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）のイメージ図



(注) イメージ図は、あくまで本対応方針に対する理解を助けることを目的とした参考資料です。本対応方針の詳細については、当社の平成28年5月13日付プレスリリースをご参照ください。

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、パソコンまたは携帯電話により当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com>



- (2) 行使期限は、平成28年6月28日(火曜日)午後5時までです。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権の行使としてお取り扱いいたします。
- (4) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用(プロバイダ接続料金・通信料金等)は、株主様のご負担となります。
(ご注意)
 - ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
 - ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
 - ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部(以下)までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-768-524 (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記(1)以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-288-324 (平日 9:00~17:00)

以上

株主総会会場ご案内図

会場：ウェスティンナゴヤキャッスル 2階 「天守の間」
名古屋市西区樋の口町3番19号
TEL (052) 521-2121



交通：地下鉄 鶴舞線 「浅間町」 駅①番出口 徒歩約10分

開催場所が昨年と異なりますので、ご来場の際には、お間違いのないようお願いいたします。

また、会場の変更により、株主総会終了後にご用意しておりました軽食（コーヒー、ケーキ）を、本年より取りやめとさせていただきます。

この変更に伴い、粗品と一緒に、ホテルトラスティ（一般ホテル）でお支払いの一部としてご利用いただける利用券を配布させていただくことを予定しております。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。